

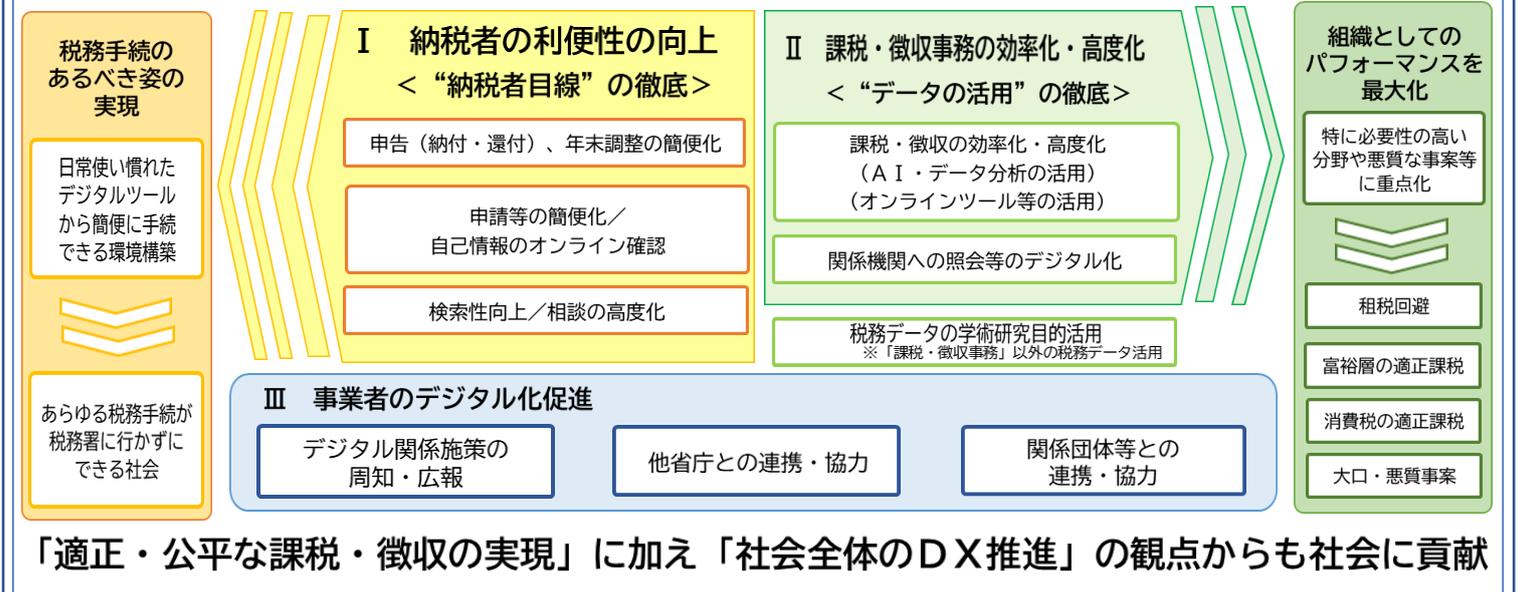
税務行政の将来像 2023

近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。

税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や、業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。また国税当局側も、事務処理コストの削減や効率化、得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められるものと考えています。

今後、アフターコロナの時代に移る中でも、こうした意義のある税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を更に前に進めていくため、今般、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」（令和3年6月公表）を改定しました。今後は以下のとおり、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、施策を進めていきます。

税務行政の将来像



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

1 納税者の利便性の向上

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

2 課税・徴収事務の効率化・高度化等

業務に当たってデータを積極的に活用します。地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めます。

3 事業者のデジタル化促進

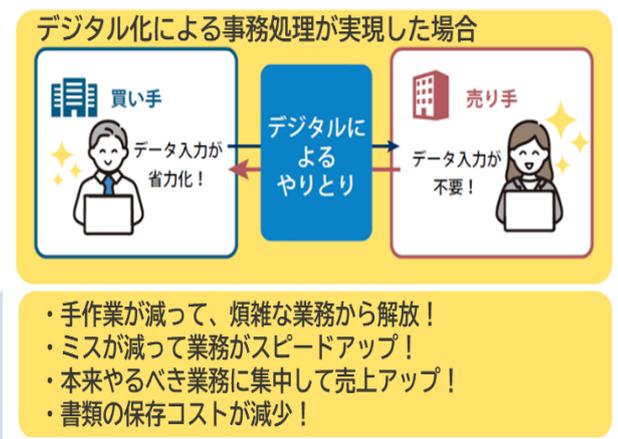
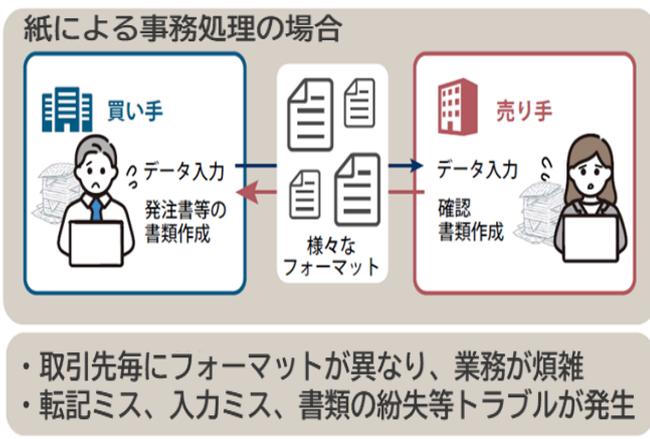
事業者の業務のデジタル化を促す施策も実施します。これによって、経済取引のデジタル化につながることで、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とし、生産性の向上等を図ります。

経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、国税庁が「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たして国民の負託に引き続き応えていくためには、その時代時代に応じた税務行政のあるべき姿（グランドデザイン）を描き、その実現に向けて着実・迅速に取組を進めていくことが重要となります。税務行政のDXを推進することを通じて、国民にとって利便性が高く、かつ適正・公平な社会の実現に努めてまいります。また、税務行政のDXと併せて、事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進してまいります。

国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加えて「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献してまいります。

事業者の業務のデジタル化について

- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています。
- ◆ 事業者の皆様におかれましては、インボイス制度や改正電子帳簿等保存制度（令和6年1月から適用）への対応もきっかけにしながら、業務や事務処理のデジタル化をご検討ください。

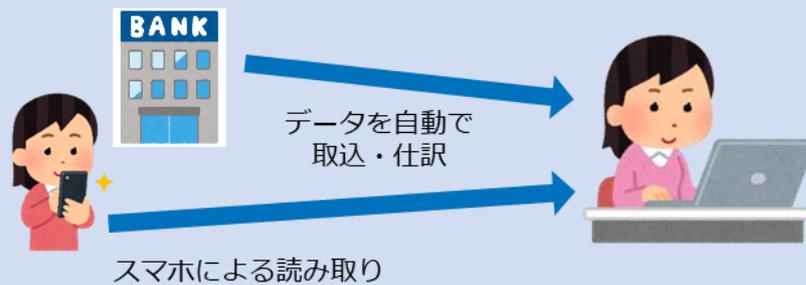


デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です!

クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング



デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



詳しくは国税庁HP「税務行政将来像2023」をご覧ください⇒

